



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*39 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 4
- \*40 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 6
- \*41 和歌山県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 7
- \*42 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 8
- \*43 和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 8
- \*44 和歌山県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例 ( " )..... 9
- \*45 和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例 ( " )..... 10
- \*46 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 10

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、自動車税、鉱区税、県固定資産税について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

##### (1) 県民税

ア 法人の県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げました。(第20条関係)

イ 個人の県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるとともに、対象を見直しました。(第24条の2関係)

ウ 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付の特例を廃止しました。(附則第6項の9関係)

エ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例について、対象頭数の見直しを行い、その適用期限を延長しました。(附則第11項及び附則第11項の2関係)

##### (2) 事業税

ア 個人の事業税に係る不申告等に係る過料を3万円から10万円に引き上げました。(第42条の6関係)

イ 事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げました。(第42条の8関係)

##### (3) 不動産取得税

ア 不動産取得税に係る不申告等に関する過料を3万円から10万円に引き上げました。(第42条の20関係)

イ 不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げました。(第42条の22関係)

##### (4) 県たばこ税

県たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて提出期限までに申告書を提出しなかった場合には 10 万円以下の過料を科すこととしました。(第 42 条の 35 の 10 関係)

(5) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 42 条の 39 関係)

(6) 自動車取得税

ア 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて提出期限までに申告書を提出しなかった場合には 10 万円以下の過料を科すこととしました。(第 50 条の 2 関係)

イ 一般乗合用旅客運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの用に供する一般乗合用のバスを平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合には、自動車取得税を課さないこととしました。(附則第 14 項の 14 関係)

(7) 自動車税

ア 自動車税に係る不申告等に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 65 条関係)

イ 自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 67 条関係)

(8) 鉦区税

ア 鉦区税に係る不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 79 条関係)

イ 鉦区税の納税義務者が申告すべき納税管理人を正当な理由がなくて申告しなかった場合には 10 万円以下の過料を科すこととしました。(第 80 条の 2 関係)

(9) 県固定資産税

ア 県固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 96 条関係)

イ 県固定資産税に係る不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げました。(第 98 条関係)

(10) 上場株式等の配当等に対する税率等の特例措置を改めました。(改正条例附則第 6 項及び改正条例附則第 7 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 第 20 条、第 42 条の 6、第 42 条の 8、第 42 条の 20、第 42 条の 22、第 42 条の 35 の 10、第 42 条の 39、第 50 条の 2、第 65 条、第 67 条、第 79 条、第 80 条の 2、第 96 条及び第 98 条の改正 公布の日から起算して 2 月を経過した日

(2) 第 24 条の 2、附則第 6 項の 3 及び附則第 6 項の 6 の改正等 平成 24 年 1 月 1 日

(3) 附則第 11 項 (一部) 及び附則第 11 項の 2 (一部) の改正 平成 25 年 1 月 1 日

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするともに、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の表 87 の項の改正規定は、平成 23 年 10 月 20 日から施行します。

◇和歌山県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者基本法の一部改正に伴い、和歌山県障害者施策推進協議会を和歌山県障害者施策推進審議会に改めるとともに、規定の整備を行いました。

2 施行期日

次に定める日から施行します。

(1) 第 1 条の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）第 2 条の規定の施行の日

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴い、風致地区内における行為について知事等の許可を受けることを要しない機構から独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構を削り、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を加えるとともに、規定の整備を行いました。（第 2 条、第 5 条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県高等学校等修学支援対策基金について、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資するための事業に要する経費の財源に充てることができることとしました。（第 1 条及び第 6 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

スポーツ振興法の全部改正に伴い、都道府県に置く審議会等が任意設置となったことにより、和歌山県スポーツ推進審議会を置くとともに、規定の整備を行いました。（第 1 条～第 8 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新たに和歌山県立和歌山さくら支援学校を設置することとしました。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査に係る手数料を廃止するとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に

に対する審査に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 1 3 項関係)

2 施行期日

平成 23 年 10 月 20 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 39 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第20条中「3万円」を「10万円」に改める。

第24条の2第1項中「5千円」を「2千円」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)

ア 賦課期日現在において県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を知事又は教育委員会が行うこととされた同条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

第24条の2第2項中「5千円」を「2千円」に改める。

第42条の6及び第42条の8中「3万円」を「10万円」に改める。

第42条の13の2第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第42条の20及び第42条の22中「3万円」を「10万円」に改める。

第42条の35の10を次のように改める。

(県たばこ税に係る不申告に関する過料)

第42条の35の10 県たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第42条の35の4第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第42条の37第3項第2号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条第1項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項」に改める。

第42条の39中「3万円」を「10万円」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第50条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく第49条第1項の規定による申告書を同項各

号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第65条、第67条及び第79条中「3万円」を「10万円」に改める。

第80条の次に次の1条を加える。

(鉾区税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第80条の2 前条第2項の認定を受けていない鉾区税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第96条及び第98条中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第6項の3第3号中「第41条の18」の次に「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3」を加える。

附則第6項の6第2号中「第41条の18」の次に「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3」を加え、「(昭和22年法律第175号)」を削る。

附則第6項の9を削る。

附則第11項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「すべて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に改める。

附則第11項の2中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に、「第5条の4第1項」を「第5条の5第1項」に改める。

附則第14項の2の11中「すべての」を「全ての」に改める。

附則第14項の13の次に次の1項を加える。

(自動車取得税の非課税)

14の14 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第43条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条、第42条の6、第42条の8、第42条の20、第42条の22、第42条の35の10及び第42条の39の改正規定、第50条の次に1条を加える改正規定、第65条、第67条及び第79条の改正規定、第80条の次に1条を加える改正規定並びに第96条及び第98条の改正規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第24条の2の改正規定並びに附則第6項の3の改正規定及び附則第6項の6の改正規定（「第41条の18」の次に「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3」を加える部分に限る。）並びに次項の規定 平成24年1月1日

(3) 附則第11項の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分を除く。）及び附則第11項の2の改正

規定（「2,000頭」を「1,500頭」に改める部分に限る。）並びに第3項の規定 平成25年1月1日（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項及び第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第24条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第11項及び第11項の2の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、この条例による改正前の附則第11項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第14項の14の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

5 この条例（第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成20年和歌山県条例第39号）の一部を次のように改正する。附則第4項、第5項、第8項及び第12項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

7 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。附則第1項第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

---

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第40号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表24の項(1)中「第10号」の次に「。以下この項において「施行令」という。」を加え、「育成医療」の次に「（以下この項において「育成医療」という。）」を加え、「以下この項において同じ。」を削り、同項(2)中「決定」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(3)中「交付」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(4)中「要求」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(5)中「返還」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(6)中「取消し」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(7)中「要求」の次に「（育成医療に係るものに限る。）」を加え、同項(7)の次に次のように加える。

(8) 施行令第32条第1項の規定による届出の受理（施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係

るものであって、かつ、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事項に係るものに限る。）

第2条の表24の項中「市町村（」の次に「(1)から(7)までについては」を加える。

第2条の表87の項を次のように改める。

87 削除	
-------	--

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の表87の項の改正規定は、平成23年10月20日から施行する。

和歌山県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 4 1 号

和歌山県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県障害者施策推進協議会条例（昭和46年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第2条 和歌山県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県障害者施策推進審議会条例

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に、「和歌山県障害者施策推進協議会（以下「協議会）」を「同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会）」に改める。

第7条中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項及び第2項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称）

第2条 審議会の名称は、和歌山県障害者施策推進審議会とする。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 4 2 号**

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第 2 項第12号ウ中「第 1 種電気通信事業、有線放送電話業務」を「認定電気通信事業」に改め、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 独立行政法人森林総合研究所

第 2 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第 5 条第 1 項第10号中「たい積」を「堆積」に改める。

別表第 1 第25号中「第 1 種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改め、同表第26号を削り、同表第 27号を同表第26号とし、同表第28号から同表第37号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 4 3 号**

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生徒」の次に「及び東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第 6 条第 3 号において同じ。）により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒」を加える。

第 6 条第 2 号中「含む。」の次に「次号において同じ。」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 東日本大震災により被災した、私立の学校に在学する幼児、児童又は生徒の授業料等の減免措置に係る補助事業、高等学校に在学する生徒に係る奨学金事業その他幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資するための事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 4 4 号**

和歌山県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県スポーツ振興審議会条例（昭和37年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県スポーツ推進審議会条例

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、和歌山県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「および」を「及び」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条を削る。

第 6 条中「および」を「及び」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第 1 条の和歌山県スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の和歌山県スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により新条例第 1 条の和歌山県スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期

間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、新条例第 3 条第 2 項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 4 5 号

和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立特別支援学校設置条例（平成19年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表和歌山県立紀伊コスモス支援学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立和歌山さくら支援学校	和歌山市西庄1148の1
-----------------	--------------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 4 6 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第13項第10号を次のように改める。

- (10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この号において「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料の額は、登録 1 件につき、次の表のとおりとする。

住 宅 の 戸 数	金 額
10戸以内のもの	26,000円
10戸を超え、20戸以内のもの	31,000円
20戸を超え、30戸以内のもの	35,000円

30戸を超え、40戸以内のもの	39,000円
40戸を超え、50戸以内のもの	44,000円
50戸を超え、70戸以内のもの	52,000円
70戸を超え、100戸以内のもの	65,000円
100戸を超えるもの	79,000円

備考 法第28条第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定登録機関」という。）が行うサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者は、手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

附 則

この条例は、平成23年10月20日から施行する。